

指定居宅介護（重度訪問介護）事業運営規程

《 さるびあヘルパーステーション 》

（事業の目的）

第1条 日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「利用者」という。）に指定居宅介護（重度訪問介護）の提供にあたる従業者（ホームヘルパー）を派遣し、居宅において入浴、排せつまたは食事の介護その他厚生労働省で定める便宜を適切に提供することにより、利用者がその居宅等において、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにする。

（運営の方針）

第2条 事業所の居宅介護従業者は、利用者様の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる居宅介護（重度訪問介護）に関する援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名所等）

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名所 さるびあヘルパーステーション
- 二 所在地 宇部市浜町二丁目1番3

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1人
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 二 サービス提供責任者 3人
サービス提供責任者は、居宅介護（重度訪問介護）計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定居宅介護（重度訪問介護）の利用の申し込みに係る調整、サービス提供職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
- 三 サービス提供職員 2.5人以上
サービス提供職員は、指定居宅介護（重度訪問介護）の提供を行うものとする。
- 四 事務職員 1名（常勤）
事務職員は、必要な事務処理を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 8月15日、16日、12月30日から1月3日を除く全日。
- 二 営業時間 全営業日の午前8時から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護（重度訪問介護）の内容）

第6条 指定居宅介護（重度訪問介護）の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 家事援助
- 三 重度訪問介護

（利用者様から受領する費用の額及びその他の費用の額）

第7条 指定居宅介護（重度訪問介護）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定居宅介護（重度訪問介護）が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、市町が定める月額負担上限額の範囲とする。

- 2 前二項の費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付するものとする。
- 3 第二項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、宇部市・山陽小野田市とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、指定居宅介護（重度訪問介護）の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(契約時の書面の交付)

第10条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定居宅介護（重度訪問介護）の内容、苦情受付窓口等を記載した書面を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第11条 指定居宅介護（重度訪問介護）を提供した際は、その提供日、内容、実績時間数、利用者様負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第12条 管理者は、適切な指定居宅介護（重度訪問介護）が提供できる従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

一 採用時研修 採用後2ヶ月以内 二 継続研修 年2回

(衛生管理)

第13条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第14条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他の重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第15条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

第16条 指定居宅介護（重度訪問介護）の提供に対する利用者様からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに主治医、当該利用者の家族、市町に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第18条 指定居宅介護（重度訪問介護）事業について、主たる対象とする障害の区分を身体障害者とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 指定居宅介護（重度訪問介護）事業は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他)

第20条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人博愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年 5月21日から改訂	この規程は、平成26年 4月21日から改訂	この規程は、平成30年 4月 1日から改訂
この規程は、平成22年 9月 1日から改訂	この規程は、平成26年 5月16日から改訂	この規程は、平成30年 7月10日から改訂
この規程は、平成23年 4月 1日から改訂	この規程は、平成26年 5月27日から改訂	この規程は、平成30年10月 1日から改訂
この規程は、平成23年10月21日から改訂	この規程は、平成27年 4月 1日から改訂	この規程は、令和 2年 9月 1日から改訂
この規程は、平成24年 4月 1日から改訂	この規程は、平成27年 8月 1日から改訂	この規程は、令和 3年12月 1日から改訂
この規程は、平成24年 8月26日から改訂	この規程は、平成28年 1月 1日から改訂	この規程は、令和 4年 4月 1日から改訂
この規程は、平成25年 4月 1日から改訂	この規程は、平成29年 4月 1日から改訂	この規程は、令和 5年 4月 1日から改訂
この規程は、平成25年 7月 1日から改訂	この規程は、平成30年 2月 1日から改訂	この規程は、令和 6年 1月 1日から改訂